

平成31年4月7日執行 島根県知事選挙及び島根県議会議員一般選挙 滞在先(雲南市以外)での不在者投票の方法

仕事などで雲南市外にいて、投票日当日に投票所で投票できない、あるいは期日前投票ができない人は、滞在先の選挙管理委員会（市区役所・町村役場）で不在者投票をすることができます。

不在者投票用紙を請求する前に、次のことをご確認ください。

- 投票用紙は滞在先の住所に郵送（速達・簡易書留）でお送りします。受け取りには署名（または押印）が必要となります。確実な受取りをお願いいたします。
- 不在者投票は、滞在先の不在者投票記載場所へお出かけいただき、投票しなければなりません。自宅などで記入されると無効票になります。
- 不在者投票ができる場所や時間は、必ず滞在先の選挙管理委員会（市区役所・町村役場）へご確認ください。

不在者投票のできる期間	
島根県知事選挙	3月22日（金）～4月6日（土）
島根県議会議員一般選挙	3月30日（土）～4月6日（土）

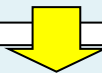
※3月29日までは島根県議会議員一般選挙の不在者投票はできませんのでご注意ください。

※4月7日（日）の投票所閉鎖時刻までに不在者投票が届かない場合、せっかくの投票が無効になりますので、投票用紙の郵送にかかる時間をご考慮の上、早めに投票にお出かけください。

以上のことをふまえ、下記の方法で投票用紙の請求及び投票をしてください。

① 「不在者投票用紙等交付請求書」を、雲南市選挙管理委員会へ提出します。

- * 提出は郵送またはご持参ください。（FAX・メールでの提出はできません）
- * 請求書様式は最寄の市区町村選挙管理委員会でも入手できます。（告示日前でも請求可能）
- * 請求書は選挙人ご本人が記入してください。



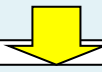
② 郵送で投票用紙などが届きます。

- * 請求書にご記入いただいた「現住所（投票用紙の送付先）」に、投票用紙等が郵便（速達・簡易書留）で届きます。
- * 県知事選挙と県議選挙の期日前投票期間が異なりますので、3月30日以降にあわせて送付します。



③ ただちに滞在先の選挙管理委員会（市区役所・町村役場）に連絡してください。

- * 滞在先の選挙管理委員会（市区役所・町村役場）に、不在者投票ができる場所と時間を確認してください。



④ ③で指定された場所に出掛けて、投票を行います。

- * 必ず指定された場所で、係員の指示に従って投票を行ってください。
- * 投票済みの投票用紙等は、滞在先の選挙管理委員会が雲南市選挙管理委員会へ郵送します。

詳しくは下記までお問い合わせください。

【問い合わせ・請求書の送付先】 〒699-1392 島根県雲南市木次町里方521-1
雲南市選挙管理委員会事務局
TEL (0854) 40-1090（直通）

